

ID: 114

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市青海島高山オートキャンプ場条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第106号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 青海島高山オートキャンプ場(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日